

高知医療センター患者等給食業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター患者等給食業務委託

(2) 事業の目的

本事業は、医療の一環として提供される入院患者に対する給食業務の趣旨を認識の上、その疾病治療又は療養上の効果を高めるため、必要な栄養源の補給を行うことと、患者個々の状態に合わせた食事提供により、QOLの維持・向上につなげること及び患者の付添人等へ食事を提供すること、また、適切な衛生管理の下、安心・安全の食事サービスを行うことを目的とする。

(3) 事業内容

別添「高知医療センター患者等給食業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

2 見積限度額

1,926,261 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知医療センター患者等給食業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と、企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県・高知市病院企業団は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。30日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者

が、改めて高知県・高知市病院企業団と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県内に事業所(本社、支店、営業所等)を置く者、又は契約締結(業務開始)までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則第9条の10に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (6) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (7) 令和2年度以降に許可病床数300床以上の規模の病院において、患者等給食業務を12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (8) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること
- (9) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (11) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (12) (1)の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書(令和6年度から令和8年度 競争入札参加資格審査申請書)に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、次の指定場所へ提出してください。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照してください。

【高知県会計管理局のホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>

【高知県知事が定める申請書の提出先】

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県会計管理局 総務事務センター

TEL 088-823-9788

6 説明会

- (1) 日時: 令和6年8月 16 日(金) 14 時 40 分から (WEB 参加可)
(2) 場所: 高知市池 2125 番地 1 高知医療センター2階 やなせすぎ
なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加とします。

説明会への参加を希望する者は、別紙様式-1「説明会参加申込書」を令和6年8月 15 日(木) 15 時までに、高知医療センター 事務局 業務課に FAX 送信することとします。なお、説明会への出欠が当該プロポーザルへの参加に影響することはありません。

(3) 現場見学等

説明会終了後、希望者に現場見学を行います(ただし1社最大3名まで)。

なお、高知医療センターの状況を理解するための院内視察については、希望があれば、病院運営に支障のない範囲で令和6年8月 23 日(金)までの間対応します。

7 質疑と回答

(1) 質疑書の提出及び回答

質疑は令和6年8月 20 日(火) 17 時までに別紙様式-2「質疑書」により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。なお、口頭による質疑・照会は受け付けないものとします。

(2) 質疑回答後の質問について

本プロポーザル実施に係る質疑については、原則として上記の日時をもって締め切りとしますが、質疑書提出締切後において疑義が生じたときは、その内容が提案を行ううえで高知県・高知市病院企業団が必要であると認める場合に限り、別途追加質疑を受け付けるものとします。その場合の質疑及び回答方法については上記(1)に準ずるものとします。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式-3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4縦	1部
4	法人概要書	A4縦	10部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送((FAX又は電子メール(電話により着信を確認すること。))で提出期限までに送信し、後日、原本を令和6年8月30日までに郵送でも可)

② 提出期限

令和6年8月27日(火)17時(必着)

③ 提出先

〒781-8555 高知市池 2125 番地1

高知県・高知市病院企業団 事務局 業務課 TEL 088-837-6735

(2) 資格要件の確認

高知県・高知市病院企業団事務局業務課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和6年8月30日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日等を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(土日祝日等を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和6年9月18日(水)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和6年8月16日(金)	説明会
令和6年8月27日(火)17時	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和6年9月3日(火)正午	企画提案書の提出締切り
令和6年9月10日(火)(予定)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年9月18日(水)(予定)	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(高知県・高知市病院企業団内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。
開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき高知県・高知市病院企業団が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県・高知市病院企業団 事務局 業務課
担当者 山崎・須賀
TEL 088-837-6735
FAX 088-837-6766
E-mail gyoumu@khsc.or.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 高知県・高知市病院企業団職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県・高知市病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県・高知市病院企業団契約規程第2条により例とする高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は高知県契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。